

2019年7月吉日

各位

中兵庫信用金庫

家庭裁判所の「指示書」による「後見支援預金」の取扱い開始について

当金庫は、2019年8月1日（木）より家庭裁判所の「指示書」による「後見支援預金」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

「後見支援預金」は、後見制度（成年後見又は未成年後見）をご利用の被後見人の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の「指示書」によって後見人が利用できる普通預金です。

契約締結から預金の払戻しや解約などを、家庭裁判所の「指示書」に基づいて行うため、被後見人にとっては、安全・確実にご自身の財産を利用していただくことが可能となり、後見人にとっても被後見人の財産を長期に亘って管理するための負担を軽減することが期待できます。

なお、本件は、神戸家庭裁判所との協議を経て、取扱いに至ったものです。

記

1. ご利用いただける方

神戸家庭裁判所より後見開始の審判を受けた方で、同裁判所が「後見支援預金」の契約締結にかかる「指示書」を交付した方。

2. 商品特性

◇普通預金口座とし、総合口座、キャッシュカード、インターネットバンキングなどの各種付帯サービスはご利用いただけません。また、契約締結店の窓口以外ではお取引いただけません。

◇預入期間・金額の制限はございませんが、契約締結、払戻し、追加預入の都度、「指示書」が必要となります。

◇日常の必要資金については、「指示書」に基づき定額自動送金取引が可能です。

3. 適用金利及び手数料

◇普通預金の店頭表示金利を付利させていただきます。

◇口座管理手数料は不要です。通帳再発行及び、定額自動送金の振込について、所定の手料をいただきます。

4. 取扱開始日 2019年8月1日（木）

以上